



福岡県医師会第 3309 号（地）

令和 3 年 3 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

令和 2 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準等の取扱いについて

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 6 日付福岡県医発第 3231 号（地）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

このうち、令和 2 年度診療報酬改定により要件が見直された等により、令和 2 年 9 月 30 日を期限とする経過措置が設けられていた項目について、新型コロナウイルス感染症への対策による影響を受けていると想定されるものの、その把握が困難であることを踏まえ、経過措置期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長する旨、ご連絡申し上げていたところであります。（令和 2 年 9 月 14 日付け福岡県医発第 1694 号（地））

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、添付資料の別添の項目については、その期限をさらに令和 3 年 9 月 30 日まで延長することが 3 月 10 日の中医協総会で決定され、別途、通知等の改正を行う予定となった旨、日本医師会より連絡がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、保険医療機関等の実情を適切に把握する観点から、新たに、保険医療機関等において実績を記録することを求めた上で、該当入院料等が下がる場合や基準を満たさなくなる等の場合には、実績の届出を求めることも決定されております。その取扱いにつきましても、別途、事務連絡等で示される予定であり、その際には九州厚生局からも連絡がある予定となっております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 379)

令和 3 年 3 月 1 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

令和 2 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

このうち、令和 2 年度診療報酬改定により要件が見直された等により、令和 2 年 9 月 30 日を期限とする経過措置が設けられていた項目について、新型コロナウイルス感染症への対策による影響を受けていると想定されるものの、その把握が困難であることを踏まえ、経過措置期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長する旨、ご連絡申し上げていたところであります。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その期限をさらに令和 3 年 9 月 30 日まで延長することを 3 月 10 日の中医協総会で決定し、別途、通知等の改正を行う予定となりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、経過措置の期限延長の対象となる事項については、添付資料の別添のとおりでありますので、ご参照ください。

また、保険医療機関等の実情を適切に把握する観点から、新たに、保険医療機関等において実績を記録することを求めた上で、該当入院料等が下がる場合や基準を満たさなくなる等の場合には、実績の届出を求めることも決定し、その取扱いにつきましても、別途、事務連絡等で示される予定であります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和 2 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて
(令 3.3.10 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 10 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 2 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準等の取扱いについて

令和 2 年度診療報酬改定において、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発0305第 2 号。令和 2 年 9 月 30 日最終改正）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発0305第 4 号）により示した令和 3 年 3 月 31 日を期限として設けた経過措置については、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その期限を令和 3 年 9 月 30 日まで延長することとし、別途、通知等の改正を行う予定としているので、予めご了解いただきたい。なお、経過措置の期限延長の対象となる事項については、別添を参照すること。また、保険医療機関等の実情を適切に把握する観点から、新たに、保険医療機関等において実績を記録することを求めた上で、該当入院料等の基準を満たさなくなる等の場合には、実績の届出を求めることとするが、その取扱いについては、別途、事務連絡でお示しする予定としているので、あわせてご了解いただきたい。

(別添)

令和3年3月31日を期限とする経過措置が設けられた項目一覧

(令和3年3月10日 中央社会保険医療協議会資料(総-2-3) 抜粋(一部改変))

※経過措置の期限を令和3年9月30日まで延長する予定。

項目	経過措置
重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和2年3月31日時点で、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料(結核、特定(一般病棟)、専門)、看護必要度加算(特定、専門)、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を算定している病棟又は病室については、 令和3年3月31日まで の間に限り、「重症度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとする。
入退院支援加算3	令和2年3月31日時点で、入退院支援加算3の届出を行っている保険医療機関は、同時点で配置されている「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師」については、 令和3年3月31日まで の間に限り、「小児患者の在宅移行に係る適切な研修」の施設基準を満たしているものとする。
回復期リハビリテーション病棟入院料1・3	令和2年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟については、 令和3年3月31日まで の間に限り、「リハビリテーションの効果に係る実績の指数」「管理栄養士の配置」(1に限る)に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料 (特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、 令和3年3月31日まで の間に限り、入退院支援部門に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料 (特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟又は病室については、 令和3年3月31日まで の間に限り、診療実績に係る施設基準を満たしているものとする。
機能強化型訪問看護管理療養費	令和2年3月31日時点で、機能強化型訪問看護管理療養費1、2又は3を届け出ている訪問看護ステーションについては、 令和3年3月31日まで の間に限り、看護職員割合に係る基準を満たすものとみなす。